

柳川市ふるさとレポーター設置要綱

(設置)

第1条 本市に関心がある者が取材した記事を広報紙等に掲載することで、広く行政の情報を市民と共有し、開かれた行政をつくるため、柳川市ふるさとレポーター（以下「ふるさとレポーター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 ふるさとレポーターの職務は、本市に関するイベント、取組等取材し、市へ記事及び写真を提供することとする。

(定数)

第3条 ふるさとレポーターの定数は、4人以内とする。

(委嘱)

第4条 ふるさとレポーターとなる者は次に掲げる条件の全てを満たす者のうちから、一般公募等により委嘱する。

- (1) 本市に関心がある者
- (2) 委嘱される年の4月1日現在で18歳以上の者
- (3) この制度の目的を理解し、誠意を持って職務を行うことのできる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有しない者
- (5) 市税及び国民健康保険税に滞納がない者
- (6) 電子データにより記事及び写真を提供できる者

(委嘱期間)

第5条 ふるさとレポーターの委嘱期間は、委嘱された日からその日の属する年度の末日までとし、再委嘱を妨げない。

(守秘義務)

第6条 ふるさとレポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

第7条 ふるさとレポーターには、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(委嘱の解除)

第8条 市長は、ふるさとレポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解除するものとする。

- (1) 第4条に規定する条件を満たさなくなったとき。

- (2) 辞退を申し出たとき。
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) その他市長が委嘱を解除する必要があると認めたとき。

(著作権)

第9条 ふるさとレポーターが市に提供した記事及び写真に係る全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は、柳川市に帰属するものとする。

(庶務)

第10条 ふるさとレポーターに関する庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 ふるさとレポーターの委嘱に関し手続その他の行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。